

ロシアとユーラシア経済連合（EEU）における 認証制度変更の概要と展望、実務

（2018年2月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 DLA Piper Rus Limited に作成委託し、2018年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび DLA Piper Rus Limited は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび DLA Piper Rus Limited が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所
E-mail：rsm-doc@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. ロシアと EEU 加盟国における現行の技術規則制度概要	1
1.1 EEU における統一技術規則制度	1
1) 強制要件の適用対象となる統一対象製品リスト	2
2) 適合評価と認証の統一手続き	2
3) 認証機関、試験所、適合証明書、適合申告書の統一台帳	3
4) 製品流通の統一マーク	4
1.2. 強制および任意の適合認証	4
2. ロシアと EEU における技術規則の発展動向	6
2.1. EEU 内での情報交換システムの発展	6
2.2. 適合認証分野での管理強化	6
3. 技術規則分野において企業が直面する実務的問題	7
3.1. 製品流通の統一マークを EEU 域内への製品輸入前に表示	7
3.2. ロシア税関によるほかの EEU 加盟国で発行された適合申告書/適合証明書の受理	7
3.3. 証明書の変更	8
4. 日本企業へのアドバイス	8

ロシアとユーラシア経済連合（EEU）における認証制度変更の概要と展望、実務

適合証明書は適合申告書とともに、ロシアとユーラシア経済連合（EEU）¹の技術規則の規格への適合認証制度とは不可分の一部である。製品の種類と特性により、証明書または申告書の要件が適用される。以下では適合認証制度全体の中での証明書制度を検討し、証明書に直接関係する規制の特徴を挙げる。

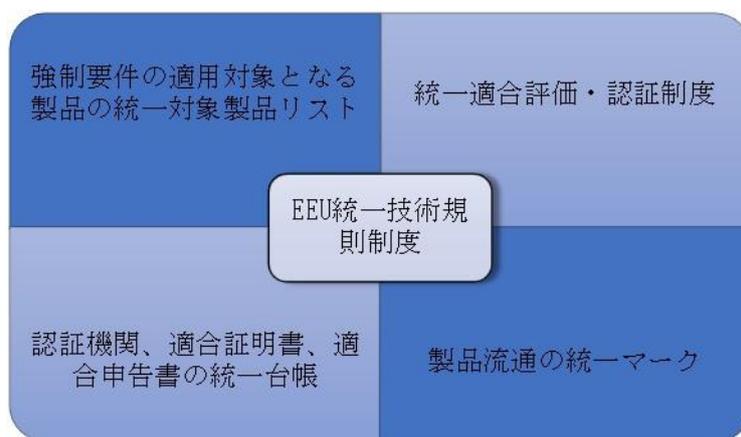
1. ロシアと EEU 加盟国における現行の技術規則制度概要

1.1 EEU における統一技術規則制度

今日、EEU では統一された技術規則制度がとられている。その機能を規制する基本規則は、2014 年 5 月 29 日付（2015 年 1 月 1 日発効）ユーラシア経済連合条約（EEU 条約）で策定されている。

この際、EEU 条約の技術規則にかかわる部分の条項は、関税同盟内で 2010～2015 年まで有効だった協定の規定に基づいている²。

図 1. EEU における統一技術規則制度



¹ ユーラシア経済連合（EEU）は 2015 年 1 月 1 日に創設された。加盟国はロシア、カザフスタン、ベラルーシ、アルメニア、キルギスである。EEU は 2010～2015 年に存在した関税同盟（ロシア、ベラルーシ、カザフスタンで構成）を基盤としている。

² 2009 年 12 月 11 日付「強制的適合評価（認証）の対象となる製品の関税同盟域内における流通に関する協定」、2010 年 11 月 18 日付「ベラルーシ、カザフスタン、ロシアにおける技術規則の統一原則・規則に関する協定」、2009 年 12 月 11 日付「適合評価（認証）業務を遂行する認証（適合評価（認証））機関および試験所（試験センター）による認証の相互認知に関する協定」

EEUにおける統一技術規則制度とは、以下の分野での統一規則を意味する。

1) 強制要件の適用対象となる統一対象製品リスト

EEU 条約第 52 条により、関税同盟の技術規則または国の強制要件は統一対象製品リスト委員会により承認された統一対象製品リストに含まれる製品に対してのみ有効である。このリストは 2011 年 1 月 28 日付関税同盟委員会決定第 526 号により承認された。

統一対象製品リストに含まれる製品に対しては関税同盟技術規則 (CU TR) /ユーラシア経済連合技術規則 (EEU TR) が有効であり、またその発効までは国の法律による規格が有効である³。今日、EEU では 36 の CU TR が有効であり、九つの EEU TR が採択され、うち二つが発効済みである。

CU TR/EEU TR により以下が規定されている。

- 技術規則対象物への強制要件
- 製品個別化の規則
- 適合評価の様式、図式、手続き

CU TR/EEU TR には、用語、包装、マーク、ラベル、およびその表示方法、設計 (調査を含む) プロセス、製造、建設等に関する要件も含まれている。

リストに含まれない製品に関しては、EEU 加盟各国で強制要件を制定することができる。

2) 適合評価と認証の統一手続き

CU TR/EEU TR の効力が適用される製品は、CU TR/EEU TR で規定された必須の適合評価手続きに合格したことを条件に⁴、EEU 域内での流通が開始される。

製品の CU TR/EEU TR への適合評価は、関税同盟委員会で承認された適合評価の標準図式に基づいて行われる⁵。

適合認証の標準図式は、複数の行為から構成され⁶、その結果により製品が技術規則の要件に適合するか否かが決定される。このような行為として以下が挙げられる。

³ EEU 域内の技術規則に関する議定書第 3 項 (EEU 条約への付属文書第 9 番)

⁴ EEU 条約第 53 条

⁵ 関税同盟委員会は 2007~2012 年に常設の規制機関として活動していた。関税同盟委員会はユーラシア経済委員会 (EEU) の発足により活動を停止し、現在は EEU が EEU における常設の規制機関として、技術規則分野での機能をも果たしながら活動している。

⁶ 2011 年 4 月 7 日付関税同盟委員会決定第 621 号「適合評価 (認証) の標準図式の関税同盟技術規則への適用方法について」

- 技術書類の分析
- 製品の個別化、試験、製品タイプの調査
- 製造評価、製造管理
- 適合証明書の発行、関税同盟委員会により承認された統一様式による技術規則適合申告書の受理
- 適合申告書の登録
- EEU 加盟国市場における製品流通の統一マークの表示
- 検査管理（証明書の枠内のみで実施）

証明書がどのような製品に対して要求されているかにより（シリアル製品、ロット製品、単一製品）認証スキームが選択される。

適合評価の申告者たりうるのは、EEU 加盟国でその法律に従って登録した法人または個人企業家である自然人で、製造者、販売者あるいは製造者から委任された者であることを指摘しておく必要がある。

このようにして、統一対象製品リストに含まれ CU TR/EEU TR の適用対象となる製品には、共通の適合証明手続きが適用される。

3) 認証機関、試験所、適合証明書、適合申告書の統一台帳

2010 年 6 月 18 日付関税同盟委員会決定第 319 号⁷により、各国で以下の部分が策定・実施されている。

- 発行済み適合証明書の統一台帳
- 統一様式で作成された登録済みの適合申告書の統一台帳
- 認証機関の統一台帳
- 試験所の統一台帳

管轄機関には、発行済みの適合証明書や登録済みの適合申告書に関する情報を自らの公式サイトに速やかに掲載することが課されている。

台帳は EEU のサイトでも公開されており (<http://www.eurasiancommission.org/ru/docs/Lists/List/techreg.aspx>)、適合証明書や適合申告書の有効性に関する情報や、認証機関や試験所の認証の有無を確認するために利用することができる。

⁷ 2010 年 6 月 18 日付関税同盟委員会決定第 319 号「統一様式で作成された発行済み適合証明書および登録済み適合申告書の統一台帳の作成・記録方法に関する規則の承認について」

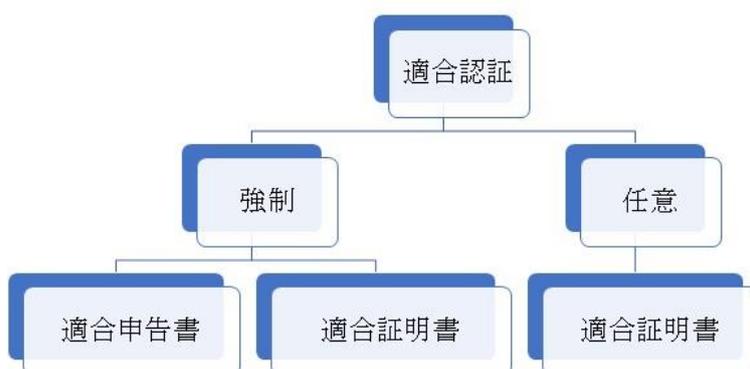
4) 製品流通の統一マーク

CU TR/EEU TR の適合評価・認証手続きに合格した製品には、以下の画像の製品流通の統一マークが表示される。



1.2. 強制および任意の適合認証

図 2 EEU における強制および任意の適合認証



A) EEU TR の規格への**強制適合認証**は、相応の EEU TR で規定された場合のみ、こうした技術規則要件への適合についてのみ実施される。このような場合の強制適合認証は、適合申告書および適合証明書のかたちで行われる。この際、適合認証の様式は技術規則に従って決定される。

EEU レベルでまだ相応の技術規則が採択されていない製品については、国家レベルで統一対象製品リストのうちの一つに含めることができる。

- 強制認証を必要とする製品、および
- 適合認証が適合申告書の受理というかたちで行われる製品⁸

このような場合、適合証明書や適合申告書は当該製品に適用される国家基準 (GOST、規制文書/指標、連邦法) への適合認証に際して発行される。

⁸ 2009 年 12 月 1 日付ロシア連邦政府決定第 982 号 (2017 年 7 月 17 日付改訂版)。

B) **任意適合認証**は、技術規則の強制要件が適用されず、国の統一対象製品リストのどれにも含まれていない製品の、標準化文書、任意認証制度、協定の条件への適合を確認するために行われ⁹、(i) 強制認証が必要なものと(ii)適合認証が適合申告書のかたちで行われうるものがある。

ロシア連邦では、任意認証制度 **GOST R** により企業が任意に（自主的に）規格への（**GOST** も含む）適合評価手続きを受けることができる。適合評価に合格した後、企業宛に証明書が発行され、製品には以下の適合マークが表示される。



ロシア品質制度は、任意認証制度 **GOST R** の下位制度である。ロシア品質制度を機能させるために、2015年4月30日付ロシア連邦政府指示第780-r号により独立非営利団体「ロシア品質制度」（ANO “Roskachestovo”、ロスカチェストヴォ）が設立された。

ロスカチェストヴォは製品の品質検査を行い、また同団体の規格に適合したロシア製品の任意認証を実施する。ロスカチェストヴォの任意認証制度に合格した製品には、以下の品質保証マークが表示される。



⁹ ロシア連邦法「ロシア連邦における技術規則について」第21条1項

2. ロシアと EEU における技術規則の発展の動向

2.1. EEU 内での情報交換システムの発展

2018 年 1 月 1 日、CU 関税基本法に置き換わる EEU 関税基本法が発効した。

EEU 関税基本法では技術規則の問題がほとんど言及されていない（この問題は EEU 条約で規制されるため）。同時に、EEU 関税基本法には適合認証書類の提出などの通関申告人と税関の相互関係にかかわる規定がある。

EEU 関税基本法第 80 条により、税関が通関手続き完了に必要なとする書類やデータに関する情報が、加盟国の税関および国家機関の情報交換システムを通じて、税関の情報システムから、あるいは加盟国の国家機関の情報システムから入手可能な場合は、このような書類および、またはデータを申告人が通関手続き完了時に税関に提出することはない。

このように、EEU 関税基本法では統一窓口の原則が強化されている。それが実現すれば、税関は情報交換システムを通じて適合証明書や適合申告書に関する情報を、申告人に相応のデータを請求することなく、確認できるようになる。

2.2. 適合認証分野での管理強化

最近、認証分野での管理強化の動きが連邦税関局側からも、連邦認証局（ロスアクレディタツィア）の側からもみられる。

2016 年にロスアクレディタツィアは認証機関や試験所の検査を 1,100 件以上実施した。その結果、77%の検査で認証機関に対するロシア連邦法の要件への違反が発見され、166 ヶ所の認証機関の活動が停止され、これら認証機関の発行した認証 56 件の効力が停止された。

さらに、2017 年 10 月には連邦税関局為替輸出管理部の貿易管理課長セルゲイ・シクリャエフ氏が、ロシアでの試験実施を目的とするサンプルの輸入に対する税関とロスアクレディタツィアからの検査が厳しくなると発表した。この施策は、不正な認証機関が試験を行わずに適合証明書を発行したり適合申告書を登録したりすることが実際にあることへの対策としてとられた。近いうちに連邦税関局とロスアクレディタツィアから、調査・試験用サンプルとしての製品輸入にかかわる通関手続き実施方法の説明が共同発表されるだろう。

同時に、このような管理強化により検査が増え、税関に適合認証手続きに関する大量の書類（特に試験報告書やサンプル輸入用書類）を提出しなければならなくなるため、貿易従事者の事務的負担が大きくなる。

3. 技術規則分野において企業が直面する実務的問題

3.1. 製品流通の統一マークを EEU 域内への製品輸入前に表示

このような立場は、2011 年 7 月 15 日付関税同盟委員会決定第 711 号「関税同盟加盟国市場における製品流通の統一マークについて」および、EEU 条約の製品流通の統一マークを製品流通開始前（輸入を含む）に表示することを要求した条項を、系統的に解釈したことによるものである。

ユーラシア経済委員会とロシア連邦税関局の公式な立場は、輸入前に（事実上の国境通過時点で）製品流通の統一マークが表示されていることが必須であるというものである。

この際、製品流通の統一マークがないために、所定の手順で発行された適合証明書や適合申告書があっても、製品の流通開始を拒絶されたり、ロシア連邦行政違反基本法第 16.2 条 20 項により、申告時に無効な適合証明書を提出したことに対する行政罰を受けたりする原因となりうる。税関の立場からすると、製品流通の統一マークが表示されていないことは CU TR/EEU TR への違反であり、それにより提出された適合証明書／適合申告書が無効であることが証明される。このような立場は裁判所からも支持されている¹⁰。

3.2. ロシア税関によるほかの EEU 加盟国で発行された適合申告書／適合証明書の受理拒絶

EEU 条約第 53 条に従い、加盟国は関税同盟の技術規則の要件に適合した製品が自国内で、関税同盟の技術規則の内容に関するこれら製品への追加の要件を提示することなく、また適合評価の追加手続きを実施することなく、流通することを保証する。

それとともに、2017 年 3 月から複数の企業が、ほかの EEU 加盟国で発行された適合認証書類を提示して通関申告書登録の拒絶にあった。

ロシア連邦税関局の公式な情報によると、このような状況は税関の情報システムの不具合によるもので、すでに除去されている。

それとともに、ほかの EEU 加盟国で発行された適合認証書類の必須要件が記載された通関申告書を税関が登録するようになった後、企業はこのような適合証明書や適合申告書に対する税関の管理強化に直面した（特に、書類、試験報告書、サンプル輸入の通関申告書原本の提出要求）。

¹⁰ 2016 年 11 月 18 日付裁判第 21-9015/2015 番に対する北西管区商事裁判所判決、2016 年 6 月 30 日付裁判第 A62-5236/2015 番に対する中央管区商事裁判所判決、2017 年 3 月 2 日付裁判第 A40-125011/16 番に対する第 9 商事上訴裁判所判決

3.3. 証明書の変更

現行法では適合証明書に変更を加えることが認められていない。このため、変更の際し、例えば、組織の法的形態、名称、製造者または申告人の所在地、および証明書および、またはその付属書類に誤り（タイプミス）が発見された場合、現在は適合認証の全手続き（認証スキームにもよるが、サンプルの選別、製造分析試験の実施等）を経て、新しい証明書を取得することが要求されている。

2016 年から、適合評価の標準スキームの新しい適用手順の開発が続けられており、その草案では上記のような状況になった際、追加のまたは重複する試験を実施することなく適合証明書を交換することを認めている。また、証明書が紛失または破損した場合には、証明書の写しが発行されると規定されている。新手順は 2018 年中に発効すると予測される。

4. 日本企業へのアドバイス

技術規則分野における上記の動向とリスクを考慮し、日本企業に対して以下のアドバイスができる。

- 1) 適合証明書／適合申告書を申請する前に、認証機関や試験所の情報を EEU やロシアアクレディタツィアのサイトに掲載された相応の台帳で確認すること。
- 2) 製品流通の統一マークを EEU 地域への輸入前に表示すること。
- 3) EEU 域内で当局間の情報交換システムが調整される前にロシア連邦へ製品を輸出する場合、ロシアの認証機関で受理／登録された適合証明書／適合申告書を提出すること。
- 4) 適合証明書／適合申告書が輸入先とは異なる EEU 加盟国の認証機関で発行（登録）された場合、適合認証書類の正確さを綿密に検査する必要がある。
 - 適合証明書／適合申告書を受領した者が申告人としての基準を満たしていること。
 - 試験報告書があること。
 - 試験用サンプルの輸入書類があること。
 - 外国製造者と EEU 域内の代理人の間に契約書があること。